

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年11月11日

【四半期会計期間】 第57期第2四半期(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)

【会社名】 株式会社 SANKYO
(登記社名 株式会社 三共)

【英訳名】 SANKYO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 石 原 明 彦

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号

【電話番号】 03 (5778) 7777 (代表)

【事務連絡者氏名】 専務執行役員管理本部長 大 島 洋 子

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号

【電話番号】 03 (5778) 7777 (代表)

【事務連絡者氏名】 専務執行役員管理本部長 大 島 洋 子

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第56期 第2四半期 連結累計期間	第57期 第2四半期 連結累計期間	第56期
会計期間		自 2020年4月1日 至 2020年9月30日	自 2021年4月1日 至 2021年9月30日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高	(百万円)	25,332	28,061	58,129
経常利益	(百万円)	1,588	3,409	7,488
親会社株主に帰属する 四半期（当期）純利益	(百万円)	1,407	4,575	5,749
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	2,863	4,160	8,306
純資産額	(百万円)	268,035	268,634	268,887
総資産額	(百万円)	292,256	296,718	292,104
1株当たり四半期（当期）純利益	(円)	23.01	74.70	93.97
潜在株式調整後1株当たり 四半期（当期）純利益	(円)	22.80	73.99	93.08
自己資本比率	(%)	91.1	90.0	91.4
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	3,194	4,698	10,563
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	35,577	8,801	29,638
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△24,588	△4,589	△29,177
現金及び現金同等物の 四半期末（期末）残高	(百万円)	206,478	212,229	203,318

回次		第56期 第2四半期 連結会計期間	第57期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 2020年7月1日 至 2020年9月30日	自 2021年7月1日 至 2021年9月30日
1株当たり四半期純利益 又は1株当たり四半期純損失（△）	(円)	△30.26	59.24

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

（パチンコ機関連事業、パチスロ機関連事業、補給機器関連事業、その他）

当第2四半期連結会計期間において、連結子会社であったインターナショナル・カード・システム株式会社は、清算終了したため、連結の範囲から除外しております。なお、インターナショナル・カード・システム株式会社の主要な事業は当社グループが引き継いでおります。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

(経営成績)

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化する中、全国各地に緊急事態宣言等の措置が講じられ、経済活動が制限されるなど、依然として厳しい状況が続いておりますが、今後はワクチン接種率の高まりと緊急事態宣言等の解除による経済活動の正常化が進むことが期待されております。

当パチンコ・パチスロ業界では、2022年1月末となる旧規則機の撤去期限に向け新規則機への入替が進められております。世界的な半導体不足により、一部の新機種の販売が延期となったり、販売数量が制限されるといった影響はあるものの、パチンコにおいてはメーカーによる供給タイトルの充実、新規則機のファンの定着が進み、概ね順調に入替が行われております。一方、パチスロにおいては有力な新機種供給が不足していることなどを背景に、パチンコに比べ稼働や新台販売市場の回復に時間を要しておりますが、2021年9月よりいわゆる6.2号機が順次市場に投入されており、この普及により市場環境が好転することが期待されております。

当社グループでは、当第2四半期連結累計期間におきまして、パチンコ機4タイトル（リユース機等を除く）、パチスロ機1タイトルを発売いたしました。8月に投入したパチンコ機「フィーバー機動戦士ガンダムユニコーン」は、テレビCMによる稼働支援も奏功し、導入後高稼働をキープしており、追加受注をいただくヒットとなっております。また、第3四半期以降につきましては、2022年1月末の旧規則機の撤去期限到来による新台需要を見据え、当社グループの主力タイトルであるパチンコ機「エヴァンゲリオン」シリーズ第15弾の投入を予定するなど、入替需要の獲得に注力しております。

以上の結果、売上高280億円（前年同四半期比10.8%増）、営業利益29億円（同168.7%増）、経常利益34億円（同114.7%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益については、投資有価証券の売却による特別利益の計上もあり45億円（同225.0%増）となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

①パチンコ機関連事業

パチンコ機関連事業につきましては、売上高256億円（前年同四半期比14.7%増）、営業利益65億円（同37.2%増）、販売台数60千台（前年同四半期は47千台）となりました。

主な販売タイトルは、SANKYOブランドの「フィーバー革命機ヴァルヴレイヴ2」（2021年4月）、「フィーバー機動戦士ガンダムユニコーン」（2021年8月）、Bistyブランドの「宇宙戦艦ヤマト2202 愛の戦士たち」（2021年7月）、JBブランドの「フィーバーパワフル」（2021年5月）の4タイトルであります。

②パチスロ機関連事業

パチスロ機関連事業につきましては、売上高11億円（前年同四半期比25.2%減）、営業損失14億円（前年同四半期は13億円の営業損失）、販売台数は2千台（前年同四半期は3千台）となりました。

販売タイトルは、SANKYOブランドの「パチスロ マクロスデルタ」（2021年4月）の1タイトルであります。

③補給機器関連事業

補給機器関連事業につきましては、売上高11億円（前年同四半期比11.0%減）、営業損失45百万円（前年同四半期は56百万円の営業損失）となりました。

④その他

その他につきましては、売上高95百万円（前年同四半期比25.2%減）、営業利益16百万円（同4.7%増）となりました。

（財政状態）

当第2四半期連結会計期間末の総資産は2,967億円であり、前連結会計年度末と比べ46億円増加しました。これは主に、受取手形、売掛金及び契約資産が25億円、投資有価証券が20億円それぞれ減少となりましたが、現金及び預金が33億円、有償支給未収入金（流動資産「その他」に含む）が26億円、原材料及び貯蔵品が20億円、商品及び製品が15億円それぞれ増加したことによるものであります。

負債は280億円であり、前連結会計年度末と比べ48億円増加しました。これは主に、未払金（流動負債「その他」に含む）が12億円減少となりましたが、支払手形及び買掛金が41億円、電子記録債務が11億円、有償支給取引に係る負債（流動負債「その他」に含む）が8億円それぞれ増加したことによるものであります。

純資産は前連結会計年度末と比べ2億円減少しました。これは主に、親会社株主に帰属する四半期純利益を45億円計上した一方、配当金の支払い45億円、その他有価証券評価差額金が4億円減少したことによるものであります。この結果、純資産は2,686億円となり、自己資本比率は1.4ポイント減少し、90.0%となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ89億円増加し、2,122億円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期連結累計期間に比べ15億円増加し、46億円の資金の収入となりました。収入の主な内訳は、税金等調整前四半期純利益60億円、仕入債務の増加額56億円であり、支出の主な内訳は、棚卸資産の増加額35億円、投資有価証券売却益26億円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期連結累計期間に比べ267億円減少し、88億円の資金の収入となりました。収入の主な内訳は、有価証券の償還による収入300億円、定期預金の払戻による収入55億円、投資有価証券の売却による収入36億円であり、支出の主な内訳は、有価証券の取得による支出300億円、有形及び無形固定資産の取得による支出9億円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期連結累計期間に比べ199億円増加し、45億円の資金の支出となりました。支出の主な内訳は、配当金の支払額45億円によるものであります。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期連結累計期間において、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は56億円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	144,000,000
合計	144,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2021年11月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	69,597,500	69,597,500	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株
合計	69,597,500	69,597,500	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2021年7月5日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社執行役員10名 当社子会社取締役8名
新株予約権の数 ※	942個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 ※	普通株式94,200株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1円
新株予約権の行使期間 ※	2021年7月22日から2071年7月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 1,861円 資本組入額(注)2
新株予約権の行使の条件 ※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)4

※ 新株予約権証券の発行時(2021年7月21日)における内容を記載しております。

(注)1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割の基準日とする場合、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡ってこれを適用する。

また、当社が、割当日後、合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で、付与株式数を適切に調整することができるものとする。

- 2 (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3 (1) 新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社及び当社の関係会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には前営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、下記(注)4に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継し、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の規定及び当社が別途定める条件に従って、また、当該相続人が当該新株予約権割当契約の規定に従うことを合意することを条件として、新株予約権者が死亡した日から1年間に限り承継した新株予約権を行使できるものとする（ただし、当該新株予約権者から本新株予約権を相続により承継した相続人による当該本新株予約権の行使の機会は、当該相続人全員で1回に限るものとする。）。なお、新株予約権者に相続人がいない場合には、当該新株予約権者の死亡と同時に当該新株予約権者の有していた未行使の新株予約権全部は行使できなくなるものとする。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (6) 本新株予約権の割当てを受けた者が、割当日における地位に応じた以下に定める任期（以下、「予定任期」という。）中に、当社及び当社の関係会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合、割り当てられた新株予約権のうち、予定任期の開始日（ただし、当該日より後に割当日における地位に就任した場合は就任日）から当該地位喪失日の属する月までの月数（ただし、月の15日までに地位を喪失した場合はその月を含めないものとして計算する。以下、「在任月数」という。）に応じて、次の算式により算出された個数（1個未満の端数については、これを切り捨てるものとする。）の新株予約権は行使できないものとする。ただし、予定任期中に新株予約権者が死亡し、又はやむを得ない事由によって退任した場合には、当該期間の全部又は一部をその在任月数として計算することができる。

当社及び当社の子会社の取締役の任期 2021年7月1日から2022年6月30日まで
当社の執行役員の任期 2021年4月1日から2022年3月31日まで

$$\text{行使できない新株予約権の個数} = \frac{12\text{か月} - \text{在任月数}}{12\text{か月}} \times \text{当社及び当社の子会社の取締役、当社の執行役員に割当てられた新株予約権の個数}$$

- (7) その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)2に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記(注)3に準じて決定する。
- (9) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年7月1日～ 2021年9月30日	—	69,597,500	—	14,840	—	23,750

(5) 【大株主の状況】

2021年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社マーフコーポレーション	東京都港区南青山七丁目1番29号 (201)	8,346	13.61
光通信株式会社	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号	5,531	9.02
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	5,274	8.60
毒島秀行	東京都渋谷区	2,031	3.31
毒島章子	群馬県桐生市	2,006	3.27
赤石典子	群馬県桐生市	1,906	3.10
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	1,650	2.69
株式会社UH Partners 2	東京都豊島区南池袋二丁目9番9号	1,162	1.89
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町二丁目 2番1号	937	1.52
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング	881	1.43
合計	—	29,728	48.49

(注) 1 所有株式数は千株未満、発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は小数点第2位未満を切り捨てて表示しております。

2 上記のほか当社所有の自己株式8,294千株があります。

3 上記所有株式のうち、信託業務等に係る株式数は以下のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 5,274千株

株式会社日本カストディ銀行(信託口) 1,650千株

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 8,294,600	—	単元株式数は100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 61,189,300	611,893	同上
単元未満株式	普通株式 113,600	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	69,597,500	—	単元株式数は100株
総株主の議決権	—	611,893	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が3,100株(議決権数31個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己保有株式95株及び証券保管振替機構名義の株式60株が含まれております。

② 【自己株式等】

2021年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社SANKYO	東京都渋谷区渋谷 三丁目29番14号	8,294,600	—	8,294,600	11.91
合計	—	8,294,600	—	8,294,600	11.91

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2021年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	88,872	92,229
受取手形及び売掛金	10,867	—
受取手形、売掛金及び契約資産	—	8,289
有価証券	134,999	134,999
商品及び製品	7	1,513
仕掛品	102	80
原材料及び貯蔵品	4,159	6,216
その他	4,334	7,250
貸倒引当金	△0	△1
流動資産合計	243,343	250,578
固定資産		
有形固定資産	26,556	26,510
無形固定資産		
その他	96	143
無形固定資産合計	96	143
投資その他の資産		
投資有価証券	15,599	13,561
その他	6,523	5,937
貸倒引当金	△14	△13
投資その他の資産合計	22,108	19,485
固定資産合計	48,761	46,139
資産合計	292,104	296,718
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,664	7,784
電子記録債務	4,830	5,964
未払法人税等	509	687
賞与引当金	749	884
株主優待引当金	105	105
その他	4,956	4,455
流動負債合計	14,815	19,882
固定負債		
退職給付に係る負債	5,010	4,944
資産除去債務	75	75
その他	3,314	3,182
固定負債合計	8,401	8,201
負債合計	23,216	28,084

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2021年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,840	14,840
資本剰余金	23,750	23,750
利益剰余金	254,138	254,017
自己株式	△31,767	△31,322
株主資本合計	260,961	261,284
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6,142	5,736
退職給付に係る調整累計額	17	8
その他の包括利益累計額合計	6,160	5,745
新株予約権	1,766	1,604
純資産合計	268,887	268,634
負債純資産合計	292,104	296,718

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2021年4月1日 至2021年9月30日)
売上高	25,332	28,061
売上原価	12,788	13,132
売上総利益	12,544	14,928
販売費及び一般管理費	※1 11,459	※1 12,014
営業利益	1,084	2,914
営業外収益		
受取利息	65	43
受取配当金	334	298
その他	114	156
営業外収益合計	515	498
営業外費用		
投資事業組合運用損	5	2
その他	5	1
営業外費用合計	11	3
経常利益	1,588	3,409
特別利益		
投資有価証券売却益	290	2,667
関係会社株式売却益	—	13
特別利益合計	290	2,681
特別損失		
固定資産廃棄損	4	7
関係会社株式売却損	16	—
ゴルフ会員権売却損	—	2
特別損失合計	20	10
税金等調整前四半期純利益	1,857	6,080
法人税、住民税及び事業税	403	884
法人税等調整額	45	620
法人税等合計	449	1,505
四半期純利益	1,407	4,575
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,407	4,575

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
四半期純利益	1,407	4,575
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,463	△406
退職給付に係る調整額	△7	△9
その他の包括利益合計	1,455	△415
四半期包括利益	2,863	4,160
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,863	4,160
非支配株主に係る四半期包括利益	—	—

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,857	6,080
減価償却費	1,014	960
株式報酬費用	233	172
引当金の増減額 (△は減少)	183	134
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	93	△79
受取利息及び受取配当金	△400	△342
売上債権の増減額 (△は増加)	9,222	2,578
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△339	△3,541
仕入債務の増減額 (△は減少)	△10,356	5,660
投資有価証券売却損益 (△は益)	△290	△2,667
その他	1,142	△4,373
小計	2,360	4,582
利息及び配当金の受取額	317	274
法人税等の支払額	△1,001	△294
法人税等の還付額	1,517	136
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,194	4,698
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△5,553	—
定期預金の払戻による収入	5,552	5,554
有価証券の取得による支出	△40,000	△30,000
有価証券の償還による収入	75,000	30,000
有形及び無形固定資産の取得による支出	△539	△955
投資有価証券の売却による収入	1,305	3,674
関係会社株式の売却による収入	130	370
貸付けによる支出	△330	—
貸付金の回収による収入	13	149
その他	△1	8
投資活動によるキャッシュ・フロー	35,577	8,801
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権付社債の償還による支出	△20,000	—
配当金の支払額	△4,587	△4,588
その他	△0	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△24,588	△4,589
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	14,184	8,911
現金及び現金同等物の期首残高	192,294	203,318
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 206,478	※1 212,229

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
(連結の範囲の重要な変更) 当第2四半期連結会計期間において、連結子会社であったインターナショナル・カード・システム株式会社は、清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

(会計方針の変更等)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下の通りであります。

① 有償支給取引(買い戻し契約)

有償支給取引について、従来は、有償支給した部材等について消滅を認識しておりましたが、当該取引について買い戻す義務を負っていることから、有償支給した部材等について消滅を認識しないことといたしました。

また、従来は、得意先から有償支給される部品・材料を有償支給元への売り戻し時に売上高と売上原価を計上しておりましたが、加工代相当額のみを純額で収益として認識する方法に変更しております。

② 返品権付き取引

返品権付きの製品・商品について、変動対価に係る定めに従い、返品されると見込まれる製品・商品の収益を販売時に認識しない方法に変更しております。

③ 製品・商品の販売に係る収益認識

リユース機の販売について、従来は、顧客からの下取り機の回収の対価を売上原価として計上しておりましたが、売上高から控除する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、第1四半期連結会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、第1四半期連結会計期間の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は226百万円減少し、売上原価は171百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ55百万円減少しております。また、利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、第1四半期連結会計期間より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第2四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載していません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
販売手数料	437百万円	949百万円
広告宣伝費	245百万円	1,204百万円
給与手当	1,248百万円	1,139百万円
賞与引当金繰入額	464百万円	407百万円
株主優待引当金繰入額	69百万円	103百万円
退職給付費用	72百万円	91百万円
研究開発費	5,969百万円	5,647百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
現金及び預金勘定	107,032百万円	92,229百万円
有価証券勘定	114,999百万円	134,999百万円
合計	222,032百万円	227,229百万円
運用期間が3か月を超える債券他	△10,000百万円	△15,000百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△5,553百万円	—
現金及び現金同等物	206,478百万円	212,229百万円

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	4,587	75.00	2020年3月31日	2020年6月29日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年11月9日 取締役会	普通株式	4,588	75.00	2020年9月30日	2020年12月1日	利益剰余金

II 当第2四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	4,588	75.00	2021年3月31日	2021年6月30日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年11月8日 取締役会	普通株式	3,065	50.00	2021年9月30日	2021年12月1日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	パチンコ機 関連事業	パチスロ機 関連事業	補給機器 関連事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	22,384	1,513	1,306	25,204	127	25,332	—	25,332
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—	—
計	22,384	1,513	1,306	25,204	127	25,332	—	25,332
セグメント利益 又は損失(△)	4,737	△1,319	△56	3,361	15	3,377	△2,292	1,084

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、モバイルコンテンツサービス、不動産賃貸、一般成形部品販売等の事業であります。

2 セグメント利益又は損失(△)の調整額は、各報告セグメントに帰属しない提出会社の管理部門に係る一般管理費であります。

3 セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第2四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	パチンコ機 関連事業	パチスロ機 関連事業	補給機器 関連事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	25,670	1,131	1,163	27,965	95	28,061	—	28,061
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—	—
計	25,670	1,131	1,163	27,965	95	28,061	—	28,061
セグメント利益 又は損失(△)	6,501	△1,469	△45	4,987	16	5,003	△2,089	2,914

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸、一般成形部品販売等の事業であります。

2 セグメント利益又は損失(△)の調整額は、各報告セグメントに帰属しない提出会社の管理部門に係る一般管理費であります。

3 セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、第1四半期連結会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に變更しております。

当該変更により、従来の方法に比べて、当第2四半期連結累計期間の「パチンコ機関連事業」の売上高は174百万円減少、セグメント利益は55百万円減少し、「その他」の売上高は52百万円減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第2四半期連結累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	パチンコ機 関連事業	パチスロ機 関連事業	補給機器 関連事業	計		
一時点で移転される財	25,670	1,131	1,163	27,965	76	28,042
一定の期間にわたり移転 される財	—	—	—	—	—	—
顧客との契約から生じる収益	25,670	1,131	1,163	27,965	76	28,042
その他の収益	—	—	—	—	18	18
外部顧客への売上高	25,670	1,131	1,163	27,965	95	28,061

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸、一般成形部品販売等の事業であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	23円01銭	74円70銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	1,407	4,575
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に 帰属する四半期純利益 (百万円)	1,407	4,575
普通株式の期中平均株式数 (株)	61,178,850	61,255,732
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	22円80銭	73円99銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (株)	557,273	587,924
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結 会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

当社は、2021年11月8日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行及び株主への一層の利益還元を目的として自己株式の取得を行うものであります。

2. 取得の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 上限 350万株
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合5.7%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 上限 10,000百万円 |
| (4) 取得期間 | 2021年11月9日から2022年4月28日まで |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付け |

2 【その他】

第57期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）中間配当については、2021年11月8日開催の取締役会において、2021年9月30日現在の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	3,065百万円
1株当たりの金額	50.00円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2021年12月1日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年11月11日

株式会社SANKYO
(登記社名 株式会社三共)
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 一 宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池 内 基 明

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社SANKYOの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社SANKYO及び連結子会社の2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年11月11日
【会社名】	株式会社 SANKYO (登記社名 株式会社 三共)
【英訳名】	SANKYO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石原明彦
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長石原明彦は、当社の第57期第2四半期（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。